

須賀川市若年がん患者 在宅療養支援事業のご案内

須賀川市では、若年がん患者の方が、自宅で安心して過ごせるよう、在宅サービス利用料の一部を補助します。

令和7年
12月から
事業開始

1 対象となる方 以下の全てに該当する須賀川市に住所を有する方

- ① 18歳以上40歳未満の方
- ② がん患者であって、医師から一般に認められている医学的所見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方
- ③ 他の事業等において同様のサービスを利用できない方

2 補助の対象となるサービス

～いずれも介護保険指定事業所によるサービス等が対象になります。～

- ① 訪問介護・・・身体介護・生活援助・乗降介助
- ② 訪問入浴介護
- ③ 福祉用具貸与・購入・・・特殊寝台、車いす、歩行器・腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽など

3 補助金の額

対象サービス利用料（1か月あたりの利用上限額6万円）の9割相当額
（ただし、生活保護受給中の方は利用上限額の全額を補助します。）

※サービスの上限額を上回る利用料は自己負担となりますのでご注意ください。

例1 月5万円のサービス利用料（利用上限額6万円以内の場合）

→補助金：4万5千円（9割）

自己負担額：5千円（1割）

例2 月7万円のサービス利用料（利用上限額6万円を超えた場合）

→補助金：5万4千円（上限額の9割）

自己負担額：1万6千円（上限額の1割+上限額を超えた額）

4 事業を利用できる期間

事業の利用申請日から1年間（条件によりさらに1年間延長できます。）

利用の流れについては裏面をご覧ください。



利用の流れ

1 利用申請

申請者は、次の書類を市に提出してください。(郵送可)

- ① 須賀川市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書(第1号様式)
- ② 須賀川市若年がん患者在宅療養支援事業意見書(第2号様式)

※意見書の作成料は利用者負担になります。

2 利用決定の通知

市で申請内容を審査し、適当と認められれば、利用決定通知書を郵送します。

3 サービスの利用

ご自身でサービス提供事業者と契約し、サービス利用を開始してください。

なお、申請日以降の利用が補助対象となります。

4 サービス利用料の支払い

受領委任払いと償還払いの2種類あり、利用者が選択できます。

- 受領委任払い ご本人(ご家族)がサービス提供事業者等に1割に相当する自己負担額を支払い、残りの9割を市からサービス提供事業者等に支払います。
(下記 5 ③の委任状の提出が必要です。)

- 償還払い サービス提供事業者から請求された全額を、ご本人(ご家族)がいったん支払ったのち、市からご本人(ご家族)へ、9割に相当する額を支払います。

※どちらの場合も領収書とサービス内容・利用回数・金額が記載された利用明細書を必ず発行してもらってください。

5 補助金の請求

次の書類を市に提出してください。(郵送可)

- ① 須賀川市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付請求書(第7号様式)
- ② 須賀川市若年がん患者在宅療養支援事業補助金サービス利用報告書(第8号様式)
- ③ 須賀川市若年がん患者在宅療養支援事業補助金に関する委任状(第9号様式)

※受領委任払いのみ必要

- ④ サービスの利用に係る領収書の写し等経費の確認ができる書類

6 補助金の支払い

請求内容を審査し、市から指定の口座に補助金を支払います。

【申請・お問合せ先】〒962-8601 須賀川市八幡町135 須賀川市健康づくり課
TEL:0248-88-8125 e-mail:kenkou@city.sukagawa.lg.jp